

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>【措置法第40条第1項関係】 ～ 【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】 (省略)</p> <p>【措令第25条の17第7項関係】</p> <p>20 <u>(文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人)</u></p> <p>21 (省略)</p> <p>【措令第25条の17第9項関係】</p> <p>22 (措令第25条の17第7項の申請の承認があった者が当該承認後に提出する同条第9項の<u>確</u> <u>認書類</u>の提出期限)</p> <p>【措置法第40条第2項関係】 ～ 【措置法第40条第16項関係】 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>【措置法第40条第1項関係】 ～ 【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】 (同左)</p> <p>【措令第25条の17第7項関係】</p> <p>20 <u>(法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)</u></p> <p>21 (同左)</p> <p>【措令第25条の17第9項関係】</p> <p>22 (<u>基本金明細表等</u>の提出期限)</p> <p>【措置法第40条第2項関係】 ～ 【措置法第40条第16項関係】 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第3項関係】</p> <p>(財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>9 . . . 財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式(出資を含む。以下この項において同じ。)で国税庁長官が認めたものとは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるようなものがこれに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(5) . . .</p> <p>(6) 当該財産につき所得税法(昭和40年法律第33号)第57条の4第3項第2号(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)に規定する取得条項付株式に係る同号に規定する取得事由の発生による譲渡があった場合 当該取得条項付株式に係る取得事由の発生により交付を受ける同号に規定する取得をする法人の株式</p> <p>(注) . . .</p> <p>(7)、(8) . . .</p>	<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第3項関係】</p> <p>(財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>9 . . . 財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条の4第3項((株式交換等に係る譲渡所得等の特例))に規定する株式をいう。以下9において同じ。)で国税庁長官が認めたものとは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるようなものがこれに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(5) . . .</p> <p>(6) 当該財産につき所得税法第57条の4第3項第2号に規定する取得条項付株式に係る同号に規定する取得事由の発生による譲渡があった場合 当該取得条項付株式に係る取得事由の発生により交付を受ける同号に規定する取得をする法人の株式</p> <p>(注) . . .</p> <p>(7)、(8) . . .</p>
<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第1号関係】</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第1号ホ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件(この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</p> <p>(ロ)～(ハ) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>	<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第1号関係】</p> <p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号に定める要件(この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</p> <p>(ロ)～(ハ) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注)</p> <p>1、2</p> <p>3 上記(1)のヌの(イ)及び(ロ)の要件を満たす法人 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号に定める要件（この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。） 参考 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ～ハ</p> <p>4</p> <p>(4)</p>	<p>(注)</p> <p>1、2</p> <p>3 上記(1)のヌの(イ)及び(ロ)の要件を満たす法人 医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号に定める要件（この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。） 参考 医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ～ハ</p> <p>4</p> <p>(4)</p>
<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第2号関係】</p>	<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第2号関係】</p>
<p>(承認申請書提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>16</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、財産の贈与又は遺贈をした者の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p>	<p>(承認申請書提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>16</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、財産の贈与若しくは遺贈をした者の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】</p>	<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係】</p>
<p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>18</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(イ)～(チ)</p> <p>(注)1</p> <p>2 社員総会における社員の議決権は各1個とし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する事項（一般社団・財団法人法第50条((議決権の代理行使))から第52</p>	<p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>18</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(イ)～(チ)</p> <p>(注)1</p> <p>2 社員総会における社員の議決権は各1個とし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する事項（一般社団・財団法人法第50条から第52条までに規定する事項</p>

改正後	改正前
<p>条((電磁的方法による議決権の行使))までに規定する事項を除く。)について、定款の定めがある場合には、ロに該当しないものとして取り扱う。</p> <p>ハ、ニ (2)、(3)</p>	<p>を除く。)について、定款の定めがある場合には、ロに該当しないものとして取り扱う。</p> <p>ハ、ニ (2)、(3)</p>
<p align="center">〔措令第25条の17第7項関係〕</p>	<p align="center">〔措令第25条の17第7項関係〕</p>
<p>(文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人)</p> <p>20 措令第25条の17第7項に規定する「<u>私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第1項((書類の作成等))に規定する学校法人</u>で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うもの」とは、<u>学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い会計処理を行う学校法人(以下この項において「学校法人」という。)</u>をいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る<u>学校法人</u>の監査報告書又は寄附行為などに当該<u>学校法人</u>の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</p>	<p>(法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの)</p> <p>20 措令第25条の17第7項に規定する<u>法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされている公益法人等</u>で財務省令で定めるものとは、<u>措規第18条の19第4項の規定による私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第4条第1項((私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助))に規定する大学又は高等専門学校を設置する学校法人</u>で<u>同法第14条第1項((書類の作成等))に規定する文部科学大臣の定める基準である学校法人</u>会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い会計処理を行うものをいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る<u>法人</u>の監査報告書又は寄附行為などに当該<u>公益法人等</u>の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</p>
<p>(基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>21 措令第25条の17第7項第3号ロ及びハかっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項又は第6項に規定する公益法人等の理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために<u>同条第5項</u>に規定する方法又は<u>経営基盤の強化を図るために同条第6項</u>に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>	<p>(基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>21 措令第25条の17第7項第2号かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第6項に規定する公益法人等の理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために<u>同項</u>に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>
<p align="center">〔措令第25条の17第9項関係〕</p>	<p align="center">〔措令第25条の17第9項関係〕</p>
<p>(措令第25条の17第7項の申請の承認があった者が当該承認後に提出する同条第9項の確認書類の提出期限)</p> <p>22 措令第25条の17第1項に規定する申請書が同項に定める期間内に提出されなかったことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る</p>	<p>(基本金明細表等の提出期限)</p> <p>22 措令第25条の17第1項に規定する申請書が同項に定める期間内に提出されなかったことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る</p>

改正後	改正前
<p>山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法（昭和37年法律第66号）第24条（（更正））から第26条（（再更正））までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、<u>同項後段の規定により当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第9項の確認書類の提出期限となる当該申請書に係る提出期限が延長されたこととはならないことに留意する。</u></p>	<p>山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通則法（昭和37年法律第66号）第24条（（更正））から第26条（（再更正））までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第9項<u>かつこ書の適用上、当該期間が延長されることにはならないこと</u>に留意する。</p>
<p align="center">【措置法第40条第2項関係】</p>	<p align="center">【措置法第40条第2項関係】</p>
<p>（2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定）</p> <p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等が贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間（当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。<u>以下この項において同じ。</u>）内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定は、次に定める日が当該期間内であるかどうかにより行うものとして取り扱う。・・・</p>	<p>（2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定）</p> <p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等が贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間（当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。<u>以下同じ。</u>）内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定は、次に定める日が当該期間内であるかどうかにより行うものとして取り扱う。・・・</p>
<p align="center">【措置法第40条第2項及び第3項共通関係】</p>	<p align="center">【措置法第40条第2項及び第3項共通関係】</p>
<p>（特定一般法人に該当しないこととなった場合）</p> <p>24 財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、<u>措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合」</u>に該当することに留意する。</p>	<p>（特定一般法人に該当しないこととなった場合）</p> <p>24 財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、<u>同条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合」</u>に該当することに留意する。</p>
<p align="center">【措置法第40条第5項関係】</p>	<p align="center">【措置法第40条第5項関係】</p>
<p>（代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用）</p> <p>35 措置法第40条第5項に規定する公益法人等が措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産を当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該代</p>	<p>（代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用）</p> <p>35 措置法第40条第5項に規定する公益法人等が措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産を当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該代</p>

改正後	改正前
<p>替資産又は買換資産について措置法第40条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、「当該財産」とあるのは「当該代替資産又は買換資産」と、「譲渡の日」とあるのは「当該代替資産又は買換資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>(新設合併の場合の措令第25条の17第19項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が措置法第40条第6項の規定により、同条第3項に規定する財産等(以下41において「財産等」という。)を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第19項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注) . . .</p>	<p>替資産又は買換資産について同項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、措置法第40条第5項中「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、「当該財産」とあるのは「当該代替資産又は買換資産」と、「譲渡の日」とあるのは「当該代替資産又は買換資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>(新設合併の場合の措令第25条の17第19項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が同項の規定により、同条第3項に規定する財産等(以下41において「財産等」という。)を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第19項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により同項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注) . . .</p>